

京 都 大 学 の 学 系 、 学 域 及 び 全 学 教 員 部 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略) (学系及び学域) 第3条 本学に、別表右欄に掲げる学系を置き、当該学系における第9条に掲げる業務を行うため、同表左欄に掲げる学域を置く。 (中 略) (学系長) 第5条 学系に、学系長を置く。 2 } 3 } (略) 4 } 5 学系長の任期は、2年とする。ただし、補欠の学系長の任期は前任者の残任期間とする。 6 } 7 } (略) (中 略)		(学系及び学域) 第3条 (同 左) (学系長) 第5条 } 2 } 3 } (同 左) 4 } 5 } 6 } 7 } 附 則 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。 2 この規程の施行後最初に任命するウイルス・再生医科学系長の任期は、第5条第5項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。	
別表		別表	
学域	学系	学域	学系
(略)		(同 左)	
自然科学域	数学系	※1	※1
	物理・宇宙物理学系	※1	※1
	地球惑星科学系	※1	※1
	純正化学系	※1	※1
	生物科学系	※1	※1
	地球工学系	※2	※2
	建築学系	※2	※2
	物理工学系	※2	※2
	電気電子工学系	※2	※2
	工業化学系	※2	※2
	農学資源経済学系	※3	※3
	農芸化学系	※3	※3
	生物生産環境学系	※3	※3
	応用生物学系	※3	※3
	エネルギー科学系		
	情報学系		
	生命科学系		
	統合化学系		
再生医科学系			
		ウイルス・再生医科学系	※3

改 正 前		改 正 後	
	エネルギー理工学系		エネルギー理工学系
	生存圏科学系		生存圏科学系
	防災学系		防災学系
	基礎物理学系		基礎物理学系
	ウイルス学系		
	数理解析学系		数理解析学系
	複合原子力科学系		複合原子力科学系
	霊長類野生動物学系		霊長類野生動物学系
	生態フィールド学系		生態フィールド学系
(略)		(同 左)	
<p>※1、※2、※3及び※4は、それぞれ理学系群、工学系群、農学系群及び医学系群を組織していることを示す。</p>		<p>※1、※2、※3及び※4は、それぞれ理学系群、工学系群、農学系群及び医学系群を組織していることを示す。</p>	